

平成30年5月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成30年5月24日（木曜日）

平成30年5月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年5月24日(木曜日) 午前9時00分～午前9時30分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(10人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請に係る会長専決事項について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 30 年 5 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 10 名です。2 番、富田委員と 9 番、松山委員から欠席の届けがありました。

よって 12 名中 10 名の出席ですので、総会は成立しております。

次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、1 番の吉永委員と 3 番の北之口委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 34 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 2 ページの議案第 34 号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 34 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくお願いします。

議長： これより、質疑に入ります。ご意見等ございませんか。
推進委員の皆様からもご意見などありませんか。

1 番： よろしいですか。

議長： はい。吉永委員。

1 番： 1 番吉永ですが、設定を受ける者の中で、南大隅町農業再生協議会とありますが、これは役場にあるのですか。

事務局： はい。

議長： はい。事務局。

事務局： 資料 7 ページの受付番号 34 番からの関係だと思いますが、この団体につきましては、役場内にございまして、会長が町長、副会長が農協長になっているところです。今回のこの計画につきましては、〇〇の〇〇地区において熱帯果樹を生産するためのハウス建設のための利用権設定でございます。町事業で本年度、ハウスを 3 棟設置し、アボカド、パッションフルーツ、パインアップルなどを生産、栽培する計画です。この生産につき

ましては、新規就農者を受け入れて栽培技術を学んだ後、自営農家として目指していただくための事業です。また、研修ハウスで収穫された物については、6次産業へ加工し、観光客へ提供するというようになっております。また、この施設を管理する方については、地域起し協力隊を活用しまして、本年度、〇〇歳の〇〇が採用されるということになっております。以上です。

1 番： この施設は、借りている土地に建てるわけ。

事務局： はい。

1 2 番： この土地に3棟。

事務局： 申し訳ありません。本年度3棟の建設で、随時、増築する計画です。

1 1 番： これは、何時ごろ完成予定か。

事務局： これは辺地債を借りてする予定ですので、その許可が下り次第となっており、まずは造成からになります。ほとんど雑木が茂っており遊休農地です。先ほどの地域起し協力隊については、6月1日から着任していただく予定です。

1 2 番： 1 2 番、横原です。

議 長： 横原委員どうぞ。

1 2 番： 〇〇が飼料畑で借りているところですが、設定期間が10年ですが、〇〇地区の方では2年程耕作されていない状況です。他のところは、耕作されているのですかね。

事務局： はい。

議 長： はい。事務局。

事務局： その辺りについては、〇〇の淵脇委員もいらっしゃいますが、〇〇さんの考え方では、地元で飼料を作付けするのか他から持ってくるのかということになりますが、以前、畜産係に確認したところ、ここの農地については、今までも借り受けて飼料畑として活用していたことから、今回、改めて更新させていただきたいということで、申請がなされたところです。

1 2 番： 私が見る限り、耕作放棄地としても見れる状態で、竹山になっているところもある。

議 長： 私も淵脇委員にお聞きしたいのですが、このような所は基本的に委託をされているのでしょうか。

5 番： ここは、以前は〇〇、前の〇〇さんを中心にされていたと思いますが、その辺りの経緯については、私も存じておりませんので、〇〇の考え方も聞いてみないと、すぐには回答できませんが、飼料を作る会社を立ち上げて、そこが運営しています。そのような状態だというのは私も初めて聞きますので。

議 長： 横原委員が言われるように、遊休農地化しているということになれば、この更新も問題があるし、また、地元の畜産農家への影響も考えられるのではないかと思います。〇〇君も入植されましたが、あの周辺も圃場の中まで荒れている状態とまでは言えないが、それに近い状態になっています。道路から藪になっている状況です。あの辺りを借りていらっしゃるのであれば、牧草ができるよう管理にも努めていただきたいと思いますけど。

議 長： 他にございませんか。
よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 34 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 34 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 次に、報告第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る会長専決事項について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 10 ページの報告第 1 号の報告書をご覧ください。

南大隅町農業委員会規則第 5 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、会長専決により、農地法第 3 条の規定による許可申請の修正・提出しましたので、その報告をいたします。

(報告第 1 号の議案書にもとづいて、農地法第 5 条の規定による許可申請に係る会長専決事項についての内容を説明)

詳細については、担当の方から説明いたします。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。それでは、説明させていただきます。11 ページをお開きいただきたいと思います。3 月の定例総会で、農地法第 5 条許可申請に係る資料を提案させていただき、承認いただいたところであり、〇〇の太陽光発電施設の設置に関する審議でございました。11 ページにつきましては、3 月定例会の資料添付させていただいております。ここでは、面積 6967 m²の転用計画でありましたが、12 ページをお開きください。1 筆追加の 8011 m²に変更ということで、会長専決をさせていただいたところでありまして。追加の土地につきましては、13 ページに航空写真を添付しております。全体計画は赤線と黄色線内でございます。今回の使い部分につきましては、点線で示しております。この会長専決につきましては、3 月の定例総会で審議していたものでありまして、3000 m²を超える案件であったため、4 月 10 日開催の鹿児島県農業会議の常設審議委員会に諮り、県へ進達しても差し支えないとの回答をいただき、4 月 11 日付けで県庁へ進達したところで

す。県に申請書を進達した後の4月19日に県からの質疑があり、事務局としましてはこの1筆1044㎡については、登記簿が原野、現況が畑であるため、申請代理人に再三、指摘をしてきたところであり、県からも同様の質疑内容となっており、現況が畑であるため、申請書に記載しなければならないと、指摘を受けたところでもあります。この事業を一体利用でするのであれば、一旦、この申請を取り下げをするか申請替えをするかということになったところでもあります。その後、県と協議を進めた結果、会長専決で地番を追加し、申請書の差し替えであれば、受付をしても構わないとの回答いただき、その回答をもって県農業会議に相談したところ、4月常設審議委員会で当初申請の6967㎡で常設審議委員会は承認していることから、審議委員会を経ないで申請替えは出来なくなるところです。しかし、県との協議の中で出ました、会長専決で申請替えをし、その関係書類が5月10日開催の5月常設審議委員会までに間に合うようであれば、再審議は構わないということになりました。そのため、先ほど事務局長から説明がありましたとおり、南大隅町農業委員会規則第5条第1項第5号の会長専決である「非常災害その他やむを得ない事情のため、会議を招集する暇がないときで緊急を要する事項」を運用し、農業会議の5月常設審議委員会に諮っていただき、5月18日に県への申請替えとなったところでもあります。本来ならば、一旦、取り下げをさせた上で、本日の定例総会で再審議をすべきとは考えますが、3月定例総会で事業概要等の説明を終えていることと、県からも会長専決の申請替えであれば受付をするとの指導もあったことから、今回、会長専決で申請替えをさせていただいたところでもあります。また、南大隅町農業委員会規則第5条第2項で、専決処分したときは、処分後、最初に開かれる会議で報告しなければならない。と示されておりますので、本日の定例会でご報告申し上げますところでございます。以上でございます。

議 長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、報告第1号については、以上で終わります。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成30年5月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員